

令和5年 第3回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和5年3月28日（火）14時00分

2. 場 所：由布市役所本庁舎 本館3階 大会議室

3. 出席委員 8名

会 長 7番 坂 本 成 一

委 員 1番 縣 次 男
2番 二 宮 寿 徳
3番 秋 吉 一 郎
4番 高 田 英
6番 大 野 重 利
8番 江 藤 国 子
11番 橋 本 早 人

4. 欠席委員 5番 大 津 雄 司
9番 安 部 義 浩
10番 麻 生 秀 昭

5. 議事参与が制限された委員数 2名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について

② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

③ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

④ 非農地証明の発行について

⑤ 農用地利用集積計画について（貸借権設定）

⑥ 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 二宮啓幸、次長 竹下美佳、主査 小原匡博、行政専門員 衛藤哲男

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中8名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和5年 第3回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。次に、会議録署名人の1名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号3番 秋吉 一郎委員にお願いしたいと思います。宜しくお祈りします。次に、採決についてお諮りします。これから、採決します日程第1から第6までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」
(議案第1号～5号 5件)

議 長

それでは、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議 長

議案1号から5号につきましては、皆さんに報告という事で了承して頂きたいと思っております。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第6号～11号 6件)

議 長

それでは、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案6号ですが、4番 高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(4番 高田 英 委員 退席)

それでは、議席番号8番 江藤 国子委員より説明をお願いします。

8番 江藤 国子 委員

それでは議案番号6番を説明させていただきます。

場所は湯布院町川西の鮎川公民館付近となります。渡人は73歳で親子間での生前一括贈与で、まだ椎茸とかの農作業をばりばり行っていますが元気なうちに子供さんに教えながら譲っていきたいとのことです。

子供さんは現在会社員をやられています但若いころから農作業を手伝っていて経験もあるので、農機具も揃っているのです、特に問題ないと思います。以上です。

議 長

それでは、議案6号につきまして、質問がある方はをお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。

挙手多数により承認されました。

4番 高田 英 委員

ありがとうございました。

議 長

続きまして議案7号について議席番号8番 江藤 国子委員から説明をお願いします。

8番 江藤 国子 委員

議案番号7号ですが、場所は国道210号線沿いの川西小学校の川を挟んだ反対側の田になります。

渡人が高齢のため農作業ができないということで近所に住んでいる受人が農機具等も揃っていることからここを買って農業をすることになりました。特に問題ないかと思しますのでよろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案7号につきまして、質問がある方はをお願いします。

(ありません。)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案 8 号について担当の安部委員が欠席のため事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。
対象となっている農地の場所は挾間町の谷から県道 690 号をずっと野津原方面に南下していきまして、白岳神社を經由してずっと南下していくとユーバスのバス停、桑鶴入り口というバス停がありますがそこから北北西に 120 m ぐらいのところにある農地です。
渡人と受人は親戚で、受人は主に畜産をしている方で、この農地で牧草などを育てたいということで、親戚の間で売買の話がまとまったようです。
特に問題はないかと思えます。以上です。

議長

それでは、議案 8 号につきまして、質問がある方はお願いします。
(ありません)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

議案 9 号について、担当の麻生委員がお休みですので事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、事務局からご説明します。
先月空き家バンク付随農地として承認をいただいた農地が対象となっております。
場所は市役所の前の交差点を別府方面にまっすぐ進んだときに畑田のトンネルの手前に阿南神社という小さな神社がありますが、その西側の方に家と農地が何筆かあります。あと 1 筆だけ神社の道路を挟んで南側の方に離れてあります。
受人は新規に収納するということで、今は挾間の方で陶芸を主にされている方です。
特に問題はないと思えます。以上です。

議長

それでは、議案 9 号につきまして、質問がある方はお願いします。
(ありません)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案10号について議席番号11番 橋本 早人委員から説明をお願いします。

11番 橋本 早人 委員

11番橋本です。

土地はオアシスの裏側のところになります。

渡人が離農するということで、受人は別府の人なのですが、その市役所のところの橋を超えたところに花屋さんがあります。その花屋さんのオーナーさんで、判を植えたいということで、土地が広いのであと野菜も作りたいということです。

過去に猪野の方で、2年ぐらい前に、土地を買われて野菜作りをもうやられています。現地調査行った時に申請地はきれいに耕うんされて管理されていました。

問題ないかと思えます。

議 長

それでは、議案10号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案11号について議席番号6番 大野 重利委員から説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

それでは説明いたします。

挾間町来鉢、大きな交差点からちょっと入ったところになります。カゲノキという所です。

受人はお父さんから農地、農機具を全部引きついでされるということで問題ないかと思っております。審議よろしくをお願いします。

議 長

渡人と受人は親子ですか？

6番 大野 重利 委員

そうです。

議 長

それでは、議案11号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」
(議案第12号 1件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案12号ですが、4番 高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(4番 高田 英 委員 退席)

それでは、議席番号1番 縣 次男委員より説明をお願いします。

1番 縣 次男 委員

はい、ご説明いたします。

資料は1ページから5ページです。

この土地は推進委員をしている衛藤さんの所有ですが、受人が娘さんの旦那さんの名前で申請が出ております。周辺もかなり宅地化されておりまして、周辺の農地に影響するようなことはないと思います。

問題はないかなと思いますので、審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案12号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。

挙手多数により承認されました。

4番 高田 英 委員

ありがとうございました。

■日程 第4 「非農地証明についての審議」

(議案第13号～14号 2件)

議 長

続きまして、日程第4 非農地法証明の発行について2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 非農地法証明の発行について、議案朗読説明。

議長

議案13号について事務局から説明をお願いします。

事務局

資料の6ページからになりますが、場所としては佐平治集落から長野集落に行く途中の道から外れたところなんですけど、航空写真を見てもらうのが一番いいかと思いますが、完全に山の中にありまして、地目はまだ田んぼなんですけどいつから山だったのか全く分からないような状況です。現地の写真としては9ページにありますけど、かなり樹高の高い杉の木が生えておりまして、植林後20年以上経過していることは間違いないため非農地証明はやむを得ないかなと思います。

議長

13号について質疑を求めたいと思います。質問はございませんか。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして議案14号について事務局から説明をお願いします。

事務局

14号については、位置としては資料の11ページ12ページです。川西の畑倉集落に位置しています。航空写真の資料を見ていただきたいんですが山に接しているような土地で、航空写真ではわかりにくいんですがかなり傾斜地のようなところで、前面の市道から山の方へかなり上っているようなところなんです。人の足ではかろうじて登れるんですけど機械が行くような道もなく水利もないので、相当昔は田んぼだったんだろうけど現状は全然田んぼではないような形になっております。

もう耕作に適さないような土地ですので、非農地証明はやむを得ないかなと判断しています。よろしくをお願いします。

議長

では14号について質疑を求めたいと思います。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

議長

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

13ページを見ると周辺に結構田んぼがあつて、申請人の田んぼも1026番、104

1番とかあるんですか、航空写真で見るとそういう所も荒れているんですけど、申請するのは今回のところだけでいいんでしょうか。逆に心配になっちゃって。

事務局

今回、地元の簡易水道の絡みで土地の所有権を共有持ち分にしたいという話が前提にありまして、地目が田という所でそのための非農地証明の申請という状況です。周辺も地目は田なのですが、ほとんど農振がかかっている状況でありまして、とりあえずこの1筆について農振除外して非農地証明を出している状況になります。

周りのところも状況としては非農地なんですけどすぐには申請できない状況でありますので。まあ、今後農振の方で対応が出来れば最終的には非農地という話になってくるかもしれないですが、現状すぐということは難しいかと思えます。

4番 高田 英 委員

わかりました。

議長

他に質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

■日程 第5 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第15号～27号 13件)

議長

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）13件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議長

それでは、議案15号から23号の案件につきましては継続の案件でありますので一括して質問を受けたいと思います。ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、質問が無いようでありますので、これらの案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案24号は新規の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案25号は新規の案件です。
質問はありませんか。

(ありません。)
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして議案26号と27号ですが、8番江藤国子委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(8番 江藤 国子委員 退席)

26号と27号は新規の案件です。
質問はありませんか。
(ありません。)
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

江藤委員 お入りください。

(8番 江藤 国子委員 着席)

江藤委員に報告致します。
挙手多数により承認されました。

8番 江藤 国子 委員
ありがとうございました。

議 長
続きまして、議案30号は新規の案件です。
質問はありませんか。
(ありません。)
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

議 長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分)1件あります。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分)、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案28号の案件、ご質問があればお願い致します。

(ありません。)

それでは、議案28号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第7 「その他」

議 長

その他で何かありますか。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

議 長

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

4月1日から3条の下限面積の廃止について多分何か来てると思うんです。行政書士会には通知が来ました。その周知を皆さんに図った方がいいと思うんですが。

4月1日以降に5反に達しないのに申請人が持ってきてもそれは署名をしないといけな
いということになってくるかと思うんですけど、その様式自体の変更が多分まだされてな
いんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺を皆さんに周知願いたいと思うんですが。

事 務 局 長

今おっしゃられた3条の法改正についてはですね、最終の通知がまだ来てない状態で。

4番 高田 英 委員

経営基盤強化促進法等の改正というやつ？

事 務 局 長

そうですね。

今おっしゃられた様式とかについては今検討してますので、また必要に応じて皆さんの
方に関係する部分についてはお伝えしたいと思います。

4番 高田 英 委員

多分ね、農業委員の回答用紙の○をする欄があると思うんですけど、そこにある下限面
積に達しているかという所をカットすればいいんじゃないかなと思うんです。

事務局 長

それについては作成されてからまたお伝えしたいと思います。

4番 高田 英 委員

だからこれ今言っておかないと、申請者はそのつもりで来るかもしれないから。

事務局 長

今高田委員がおっしゃられた3条の法改正については、皆さんある程度話を聞かれているとは思いますが、国の方がもうすぐ、今週ですかね、4月1日から改正によりまして、3条につきましてはいくつか取得する条件がありますけれどもその中の面積要件ですね、新たに取得する土地を含めて5反以上の面積が必要だという要件が無くなるという考え方になりますので、もし申請者などからそういった問い合わせがあったときにはそれを踏まえてご対応をお願いしたいと思います。

農地資料最適化推進委員 加藤 和夫 委員

それはまだ決まってない？

事務局 長

もう決まったと思ってください。決まっています。

農地資料最適化推進委員 加藤 和夫 委員

文書で通知が来てる？

事務局 長

えっとですね、今皆さんのお手元に基盤強化促進法の資料はありますか。その冊子の3ページに改正項目というのがありますが、一番下に人の確保・育成という部分がありその中の③に農地の取得にかかる下限面積要件を廃止、旧農地法第3条第2項第5号と書いてあります。要するに、今後農地を集積・集約を進めていきたいという国の考えの中で、基本的には今まで通り大きな担い手に集約をしたいというのが大きな考え方とは思いますがそこで取り込めない部分について、賛否はあると思うんですが、そういう大きな経営者じゃない新規参入もある程度認めていく必要があるんじゃないかという考え方でこの基盤法の改正によって農地法3条の下限面積部分が廃止されるというようなことになるかと思えます。

よろしいでしょうか。

農地資料最適化推進委員 加藤 和夫 委員

はい。じゃあ農業委員会としては正式に説明を受けているわけ？

事務局 長

その正式にというのが、もう正式と受け取っていただいて大丈夫です。もうすぐ1日になりますので。間違いありません。

農地資料最適化推進委員 加藤 和夫 委員

そういう感覚でいいわけですね。

本当はすべてが確定したうえでの話にしてほしいんだけどね。みなしとかそういうことじゃなくて。

事務局 長

今私が説明した部分については間違いなくそういうふうになります。なると決まっています。

農地資料最適化推進委員 加藤 和夫 委員

わかりました。

要は買いやすくなるということですね。2反持っている人が1反だけ買おうとしても買えるようになります。

事務局 長

ただ撤廃されるのは面積の要件だけであって、その他の要件はありますので、取得した土地を農地としてきちんと耕作していくとか周辺の農地と協力して進めていくとか、そういうことについては今まで通り変わりませんので。面積の要件だけが無くなったということです。

議 長

下限面積の件、他に何かありますか。

無いようですので終了したいと思います。

以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。